

27林政企第318号
平成28年3月18日

北海道知事 殿

農林水産事務次官

「林業・木材産業改善資金助成法の施行について」の一部改正について

「林業・木材産業改善資金助成法の施行について」（平成15年6月11日付け15林政企第14号農林水産事務次官依命通知）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので、御了知の上、本制度の適正かつ円滑な運営に特段の御配慮をお願いする。

以上、命により通知する。

(担当：企画課金融班改善資金係)

27林政企第318号
平成28年3月18日

青 森 県 知 事 殿

農林水産事務次官

「林業・木材産業改善資金助成法の施行について」の一部改正について

「林業・木材産業改善資金助成法の施行について」（平成15年6月11日付け15林政企第14号農林水産事務次官依命通知）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので、御了知の上、本制度の適正かつ円滑な運営に特段の御配慮をお願いする。

以上、命により通知する。

(担当：企画課金融班改善資金係)

27林政企第318号
平成28年3月18日

岩 手 県 知 事 殿

農林水産事務次官

「林業・木材産業改善資金助成法の施行について」の一部改正について

「林業・木材産業改善資金助成法の施行について」（平成15年6月11日付け15林政企第14号農林水産事務次官依命通知）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので、御了知の上、本制度の適正かつ円滑な運営に特段の御配慮をお願いする。

以上、命により通知する。

（担当：企画課金融班改善資金係）

27林政企第318号
平成28年3月18日

宮 城 県 知 事 殿

農林水産事務次官

「林業・木材産業改善資金助成法の施行について」の一部改正について

「林業・木材産業改善資金助成法の施行について」（平成15年6月11日付け15林政企第14号農林水産事務次官依命通知）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので、御了知の上、本制度の適正かつ円滑な運営に特段の御配慮をお願いする。

以上、命により通知する。

(担当：企画課金融班改善資金係)

27林政企第318号
平成28年3月18日

秋 田 県 知 事 殿

農林水産事務次官

「林業・木材産業改善資金助成法の施行について」の一部改正について

「林業・木材産業改善資金助成法の施行について」（平成15年6月11日付け15林政企第14号農林水産事務次官依命通知）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので、御了知の上、本制度の適正かつ円滑な運営に特段の御配慮をお願いする。

以上、命により通知する。

(担当：企画課金融班改善資金係)

27林政企第318号
平成28年3月18日

山形県知事 殿

農林水産事務次官

「林業・木材産業改善資金助成法の施行について」の一部改正について

「林業・木材産業改善資金助成法の施行について」（平成15年6月11日付け15林政企第14号農林水産事務次官依命通知）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので、御了知の上、本制度の適正かつ円滑な運営に特段の御配慮をお願いする。

以上、命により通知する。

(担当：企画課金融班改善資金係)

27林政企第318号
平成28年3月18日

福島県知事 殿

農林水産事務次官

「林業・木材産業改善資金助成法の施行について」の一部改正について

「林業・木材産業改善資金助成法の施行について」（平成15年6月11日付け15林政企第14号農林水産事務次官依命通知）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので、御了知の上、本制度の適正かつ円滑な運営に特段の御配慮をお願いする。

以上、命により通知する。

(担当：企画課金融班改善資金係)

27林政企第318号
平成28年3月18日

茨城県知事 殿

農林水産事務次官

「林業・木材産業改善資金助成法の施行について」の一部改正について

「林業・木材産業改善資金助成法の施行について」（平成15年6月11日付け15林政企第14号農林水産事務次官依命通知）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので、御了知の上、本制度の適正かつ円滑な運営に特段の御配慮をお願いする。

以上、命により通知する。

(担当：企画課金融班改善資金係)

27林政企第318号
平成28年3月18日

栃木県知事 殿

農林水産事務次官

「林業・木材産業改善資金助成法の施行について」の一部改正について

「林業・木材産業改善資金助成法の施行について」（平成15年6月11日付け15林政企第14号農林水産事務次官依命通知）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので、御了知の上、本制度の適正かつ円滑な運営に特段の御配慮をお願いする。

以上、命により通知する。

(担当：企画課金融班改善資金係)

27林政企第318号
平成28年3月18日

群馬県知事 殿

農林水産事務次官

「林業・木材産業改善資金助成法の施行について」の一部改正について

「林業・木材産業改善資金助成法の施行について」（平成15年6月11日付け15林政企第14号農林水産事務次官依命通知）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので、御了知の上、本制度の適正かつ円滑な運営に特段の御配慮をお願いする。

以上、命により通知する。

(担当：企画課金融班改善資金係)

27林政企第318号
平成28年3月18日

埼玉県知事 殿

農林水産事務次官

「林業・木材産業改善資金助成法の施行について」の一部改正について

「林業・木材産業改善資金助成法の施行について」（平成15年6月11日付け15林政企第14号農林水産事務次官依命通知）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので、御了知の上、本制度の適正かつ円滑な運営に特段の御配慮をお願いする。

以上、命により通知する。

(担当：企画課金融班改善資金係)

27林政企第318号
平成28年3月18日

千葉県知事 殿

農林水産事務次官

「林業・木材産業改善資金助成法の施行について」の一部改正について

「林業・木材産業改善資金助成法の施行について」（平成15年6月11日付け15林政企第14号農林水産事務次官依命通知）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので、御了知の上、本制度の適正かつ円滑な運営に特段の御配慮をお願いする。

以上、命により通知する。

(担当：企画課金融班改善資金係)

27林政企第318号
平成28年3月18日

東京都知事 殿

農林水産事務次官

「林業・木材産業改善資金助成法の施行について」の一部改正について

「林業・木材産業改善資金助成法の施行について」（平成15年6月11日付け15林政企第14号農林水産事務次官依命通知）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので、御了知の上、本制度の適正かつ円滑な運営に特段の御配慮をお願いする。

以上、命により通知する。

(担当：企画課金融班改善資金係)

27林政企第318号
平成28年3月18日

神奈川県知事 殿

農林水産事務次官

「林業・木材産業改善資金助成法の施行について」の一部改正について

「林業・木材産業改善資金助成法の施行について」（平成15年6月11日付け15林政企第14号農林水産事務次官依命通知）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので、御了知の上、本制度の適正かつ円滑な運営に特段の御配慮をお願いする。

以上、命により通知する。

(担当：企画課金融班改善資金係)

27林政企第318号
平成28年3月18日

新潟県知事 殿

農林水産事務次官

「林業・木材産業改善資金助成法の施行について」の一部改正について

「林業・木材産業改善資金助成法の施行について」（平成15年6月11日付け15林政企第14号農林水産事務次官依命通知）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので、御了知の上、本制度の適正かつ円滑な運営に特段の御配慮をお願いする。

以上、命により通知する。

（担当：企画課金融班改善資金係）

27林政企第318号
平成28年3月18日

富 山 県 知 事 殿

農林水産事務次官

「林業・木材産業改善資金助成法の施行について」の一部改正について

「林業・木材産業改善資金助成法の施行について」（平成15年6月11日付け15林政企第14号農林水産事務次官依命通知）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので、御了知の上、本制度の適正かつ円滑な運営に特段の御配慮をお願いする。

以上、命により通知する。

(担当：企画課金融班改善資金係)

27林政企第318号
平成28年3月18日

石川県知事 殿

農林水産事務次官

「林業・木材産業改善資金助成法の施行について」の一部改正について

「林業・木材産業改善資金助成法の施行について」（平成15年6月11日付け15林政企第14号農林水産事務次官依命通知）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので、御了知の上、本制度の適正かつ円滑な運営に特段の御配慮をお願いする。

以上、命により通知する。

（担当：企画課金融班改善資金係）

27林政企第318号
平成28年3月18日

福井県知事 殿

農林水産事務次官

「林業・木材産業改善資金助成法の施行について」の一部改正について

「林業・木材産業改善資金助成法の施行について」（平成15年6月11日付け15林政企第14号農林水産事務次官依命通知）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので、御了知の上、本制度の適正かつ円滑な運営に特段の御配慮をお願いする。

以上、命により通知する。

(担当：企画課金融班改善資金係)

27林政企第318号
平成28年3月18日

山 梨 県 知 事 殿

農林水産事務次官

「林業・木材産業改善資金助成法の施行について」の一部改正について

「林業・木材産業改善資金助成法の施行について」（平成15年6月11日付け15林政企第14号農林水産事務次官依命通知）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので、御了知の上、本制度の適正かつ円滑な運営に特段の御配慮をお願いする。

以上、命により通知する。

(担当：企画課金融班改善資金係)

27林政企第318号
平成28年3月18日

長野県知事 殿

農林水産事務次官

「林業・木材産業改善資金助成法の施行について」の一部改正について

「林業・木材産業改善資金助成法の施行について」（平成15年6月11日付け15林政企第14号農林水産事務次官依命通知）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので、御了知の上、本制度の適正かつ円滑な運営に特段の御配慮をお願いする。

以上、命により通知する。

(担当：企画課金融班改善資金係)

27林政企第318号
平成28年3月18日

岐 阜 県 知 事 殿

農林水産事務次官

「林業・木材産業改善資金助成法の施行について」の一部改正について

「林業・木材産業改善資金助成法の施行について」（平成15年6月11日付け15林政企第14号農林水産事務次官依命通知）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので、御了知の上、本制度の適正かつ円滑な運営に特段の御配慮をお願いする。

以上、命により通知する。

(担当：企画課金融班改善資金係)

27林政企第318号
平成28年3月18日

静岡県知事 殿

農林水産事務次官

「林業・木材産業改善資金助成法の施行について」の一部改正について

「林業・木材産業改善資金助成法の施行について」（平成15年6月11日付け15林政企第14号農林水産事務次官依命通知）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので、御了知の上、本制度の適正かつ円滑な運営に特段の御配慮をお願いする。

以上、命により通知する。

(担当：企画課金融班改善資金係)

27林政企第318号
平成28年3月18日

愛知県知事 殿

農林水産事務次官

「林業・木材産業改善資金助成法の施行について」の一部改正について

「林業・木材産業改善資金助成法の施行について」（平成15年6月11日付け15林政企第14号農林水産事務次官依命通知）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので、御了知の上、本制度の適正かつ円滑な運営に特段の御配慮をお願いする。

以上、命により通知する。

(担当：企画課金融班改善資金係)

27林政企第318号
平成28年3月18日

三重県知事 殿

農林水産事務次官

「林業・木材産業改善資金助成法の施行について」の一部改正について

「林業・木材産業改善資金助成法の施行について」（平成15年6月11日付け15林政企第14号農林水産事務次官依命通知）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので、御了知の上、本制度の適正かつ円滑な運営に特段の御配慮をお願いする。

以上、命により通知する。

(担当：企画課金融班改善資金係)

27林政企第318号
平成28年3月18日

滋賀県知事 殿

農林水産事務次官

「林業・木材産業改善資金助成法の施行について」の一部改正について

「林業・木材産業改善資金助成法の施行について」（平成15年6月11日付け15林政企第14号農林水産事務次官依命通知）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので、御了知の上、本制度の適正かつ円滑な運営に特段の御配慮をお願いする。

以上、命により通知する。

(担当：企画課金融班改善資金係)

27林政企第318号
平成28年3月18日

京 都 府 知 事 殿

農林水産事務次官

「林業・木材産業改善資金助成法の施行について」の一部改正について

「林業・木材産業改善資金助成法の施行について」（平成15年6月11日付け15林政企第14号農林水産事務次官依命通知）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので、御了知の上、本制度の適正かつ円滑な運営に特段の御配慮をお願いする。

以上、命により通知する。

(担当：企画課金融班改善資金係)

27林政企第318号
平成28年3月18日

大阪府知事 殿

農林水産事務次官

「林業・木材産業改善資金助成法の施行について」の一部改正について

「林業・木材産業改善資金助成法の施行について」（平成15年6月11日付け15林政企第14号農林水産事務次官依命通知）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので、御了知の上、本制度の適正かつ円滑な運営に特段の御配慮をお願いする。

以上、命により通知する。

(担当：企画課金融班改善資金係)

27林政企第318号
平成28年3月18日

兵 庫 県 知 事 殿

農林水産事務次官

「林業・木材産業改善資金助成法の施行について」の一部改正について

「林業・木材産業改善資金助成法の施行について」（平成15年6月11日付け15林政企第14号農林水産事務次官依命通知）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので、御了知の上、本制度の適正かつ円滑な運営に特段の御配慮をお願いする。

以上、命により通知する。

(担当：企画課金融班改善資金係)

27林政企第318号
平成28年3月18日

奈良県知事 殿

農林水産事務次官

「林業・木材産業改善資金助成法の施行について」の一部改正について

「林業・木材産業改善資金助成法の施行について」（平成15年6月11日付け15林政企第14号農林水産事務次官依命通知）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので、御了知の上、本制度の適正かつ円滑な運営に特段の御配慮をお願いする。

以上、命により通知する。

(担当：企画課金融班改善資金係)

27林政企第318号
平成28年3月18日

和歌山県知事 殿

農林水産事務次官

「林業・木材産業改善資金助成法の施行について」の一部改正について

「林業・木材産業改善資金助成法の施行について」（平成15年6月11日付け15林政企第14号農林水産事務次官依命通知）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので、御了知の上、本制度の適正かつ円滑な運営に特段の御配慮をお願いする。

以上、命により通知する。

(担当：企画課金融班改善資金係)

27林政企第318号
平成28年3月18日

鳥 取 県 知 事 殿

農林水産事務次官

「林業・木材産業改善資金助成法の施行について」の一部改正について

「林業・木材産業改善資金助成法の施行について」（平成15年6月11日付け15林政企第14号農林水産事務次官依命通知）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので、御了知の上、本制度の適正かつ円滑な運営に特段の御配慮をお願いする。

以上、命により通知する。

(担当：企画課金融班改善資金係)

27林政企第318号
平成28年3月18日

島根県知事 殿

農林水産事務次官

「林業・木材産業改善資金助成法の施行について」の一部改正について

「林業・木材産業改善資金助成法の施行について」（平成15年6月11日付け15林政企第14号農林水産事務次官依命通知）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので、御了知の上、本制度の適正かつ円滑な運営に特段の御配慮をお願いする。

以上、命により通知する。

（担当：企画課金融班改善資金係）

27林政企第318号
平成28年3月18日

岡山県知事 殿

農林水産事務次官

「林業・木材産業改善資金助成法の施行について」の一部改正について

「林業・木材産業改善資金助成法の施行について」（平成15年6月11日付け15林政企第14号農林水産事務次官依命通知）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので、御了知の上、本制度の適正かつ円滑な運営に特段の御配慮をお願いする。

以上、命により通知する。

(担当：企画課金融班改善資金係)

27林政企第318号
平成28年3月18日

広島県知事 殿

農林水産事務次官

「林業・木材産業改善資金助成法の施行について」の一部改正について

「林業・木材産業改善資金助成法の施行について」（平成15年6月11日付け15林政企第14号農林水産事務次官依命通知）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので、御了知の上、本制度の適正かつ円滑な運営に特段の御配慮をお願いする。

以上、命により通知する。

(担当：企画課金融班改善資金係)

27林政企第318号
平成28年3月18日

山 口 県 知 事 殿

農林水産事務次官

「林業・木材産業改善資金助成法の施行について」の一部改正について

「林業・木材産業改善資金助成法の施行について」（平成15年6月11日付け15林政企第14号農林水産事務次官依命通知）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので、御了知の上、本制度の適正かつ円滑な運営に特段の御配慮をお願いする。

以上、命により通知する。

(担当：企画課金融班改善資金係)

27林政企第318号
平成28年3月18日

徳島県知事 殿

農林水産事務次官

「林業・木材産業改善資金助成法の施行について」の一部改正について

「林業・木材産業改善資金助成法の施行について」（平成15年6月11日付け15林政企第14号農林水産事務次官依命通知）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので、御了知の上、本制度の適正かつ円滑な運営に特段の御配慮をお願いする。

以上、命により通知する。

(担当：企画課金融班改善資金係)

27林政企第318号
平成28年3月18日

香 川 県 知 事 殿

農林水産事務次官

「林業・木材産業改善資金助成法の施行について」の一部改正について

「林業・木材産業改善資金助成法の施行について」（平成15年6月11日付け15林政企第14号農林水産事務次官依命通知）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので、御了知の上、本制度の適正かつ円滑な運営に特段の御配慮をお願いする。

以上、命により通知する。

(担当：企画課金融班改善資金係)

27林政企第318号
平成28年3月18日

愛媛県知事 殿

農林水産事務次官

「林業・木材産業改善資金助成法の施行について」の一部改正について

「林業・木材産業改善資金助成法の施行について」（平成15年6月11日付け15林政企第14号農林水産事務次官依命通知）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので、御了知の上、本制度の適正かつ円滑な運営に特段の御配慮をお願いする。

以上、命により通知する。

(担当：企画課金融班改善資金係)

27林政企第318号
平成28年3月18日

高 知 県 知 事 殿

農林水産事務次官

「林業・木材産業改善資金助成法の施行について」の一部改正について

「林業・木材産業改善資金助成法の施行について」（平成15年6月11日付け15林政企第14号農林水産事務次官依命通知）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので、御了知の上、本制度の適正かつ円滑な運営に特段の御配慮をお願いする。

以上、命により通知する。

(担当：企画課金融班改善資金係)

27林政企第318号
平成28年3月18日

福岡県知事 殿

農林水産事務次官

「林業・木材産業改善資金助成法の施行について」の一部改正について

「林業・木材産業改善資金助成法の施行について」（平成15年6月11日付け15林政企第14号農林水産事務次官依命通知）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので、御了知の上、本制度の適正かつ円滑な運営に特段の御配慮をお願いする。

以上、命により通知する。

(担当：企画課金融班改善資金係)

27林政企第318号
平成28年3月18日

佐賀県知事 殿

農林水産事務次官

「林業・木材産業改善資金助成法の施行について」の一部改正について

「林業・木材産業改善資金助成法の施行について」（平成15年6月11日付け15林政企第14号農林水産事務次官依命通知）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので、御了知の上、本制度の適正かつ円滑な運営に特段の御配慮をお願いする。

以上、命により通知する。

(担当：企画課金融班改善資金係)

27林政企第318号
平成28年3月18日

長崎県知事 殿

農林水産事務次官

「林業・木材産業改善資金助成法の施行について」の一部改正について

「林業・木材産業改善資金助成法の施行について」（平成15年6月11日付け15林政企第14号農林水産事務次官依命通知）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので、御了知の上、本制度の適正かつ円滑な運営に特段の御配慮をお願いする。

以上、命により通知する。

(担当：企画課金融班改善資金係)

27林政企第318号
平成28年3月18日

熊 本 県 知 事 殿

農林水産事務次官

「林業・木材産業改善資金助成法の施行について」の一部改正について

「林業・木材産業改善資金助成法の施行について」（平成15年6月11日付け15林政企第14号農林水産事務次官依命通知）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので、御了知の上、本制度の適正かつ円滑な運営に特段の御配慮をお願いする。

以上、命により通知する。

(担当：企画課金融班改善資金係)

27林政企第318号
平成28年3月18日

大 分 県 知 事 殿

農林水産事務次官

「林業・木材産業改善資金助成法の施行について」の一部改正について

「林業・木材産業改善資金助成法の施行について」（平成15年6月11日付け15林政企第14号農林水産事務次官依命通知）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので、御了知の上、本制度の適正かつ円滑な運営に特段の御配慮をお願いする。

以上、命により通知する。

(担当：企画課金融班改善資金係)

27林政企第318号
平成28年3月18日

宮崎県知事 殿

農林水産事務次官

「林業・木材産業改善資金助成法の施行について」の一部改正について

「林業・木材産業改善資金助成法の施行について」（平成15年6月11日付け15林政企第14号農林水産事務次官依命通知）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので、御了知の上、本制度の適正かつ円滑な運営に特段の御配慮をお願いする。

以上、命により通知する。

(担当：企画課金融班改善資金係)

27林政企第318号
平成28年3月18日

鹿 児 島 県 知 事 殿

農林水産事務次官

「林業・木材産業改善資金助成法の施行について」の一部改正について

「林業・木材産業改善資金助成法の施行について」（平成15年6月11日付け15林政企第14号農林水産事務次官依命通知）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので、御了知の上、本制度の適正かつ円滑な運営に特段の御配慮をお願いする。

以上、命により通知する。

(担当：企画課金融班改善資金係)

27林政企第318号
平成28年3月18日

沖 縄 県 知 事 殿

農林水産事務次官

「林業・木材産業改善資金助成法の施行について」の一部改正について

「林業・木材産業改善資金助成法の施行について」（平成15年6月11日付け15林政企第14号農林水産事務次官依命通知）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので、御了知の上、本制度の適正かつ円滑な運営に特段の御配慮をお願いする。

以上、命により通知する。

(担当：企画課金融班改善資金係)

(別紙)

「林業・木材産業改善資金助成法の施行について」(平成15年6月11日付け15林政企第14号農林水産事務次官依命通知)の一部改正新旧対照表
(下線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行
<p>第9 林業・木材産業改善資金貸付計画の策定等</p> <p>1 林業・木材産業改善資金貸付事業計画 (1)・(2) (略) (削る。)</p> <p><u>(3) 計画承認申請書の様式は、別に林野庁長官が定めるところによるものとする。</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>第9 林業・木材産業改善資金貸付計画の策定等</p> <p>1 林業・木材産業改善資金貸付事業計画及び資金管理計画 (1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 都道府県は、承認計画(承認計画を変更した場合は、当該変更後の計画)に基づいて、当該年度の林業・木材産業改善資金の貸付勘定の月別の資金管理計画書を作成して農林水産大臣に提出するものとする。</u></p> <p><u>(4) 計画承認申請書及び資金管理計画書の様式は、別に林野庁長官が定めるところによるものとする。</u></p> <p>2 (略)</p>